

『航海傭船者の履行拒絶に基づく損害賠償の範囲』

Louis Dreyfus Commodities Suisse SA v. MT Maritime Management BV ("The MTM HONG KONG") [2015] EWHC2505 (Comm)

【事案】

2011年1月6日、オイル/ケミカルタンカーMTM Hong Kong号(以下「本船」という)の船主MT Maritime Management BV(以下「船主」という)とLouis Dreyfus Commodities Suisse SA(以下「傭船者」という)は、vegoilを南米からジブラルタル-ロッテルダム間の港に輸送する航海傭船契約(以下「本傭船契約」という)を締結した。本船が同月19日に積地回航を開始したところ、同月21日、船主が傭船者の履行拒絶を受け入れたことにより本傭船契約は終了した。船主は本傭船契約に代わる契約の取得が期待できる南米に本船を向かわせたところ、2月2日に本船はウルグアイに到着した。船主は、同月24日、Glencoreと積地をアルゼンチン、揚地をロッテルダムとする航海傭船契約を締結した(以下「代替契約」という)。代替契約は4月12日に完了した。他方、本傭船契約が履行されていたとしたら、運送が完了したであろう日は3月17日であり、その後4月12日までにバルト海からアメリカ、アメリカからヨーロッパへの2航海を完了できた(仲裁における認定)。

仲裁では傭船者が賠償責任を負うこと、賠償すべき損害の範囲は本傭船契約及びそれに引き続き履行できたであろう2航海により得られたであろう利益から代替契約により実際に得られた利益を控除した金額と判断された。また、船主が、本傭船契約に代わる契約を取得すべく本船を南米に向かわせ、代替契約を取得するまで待機させたことは合理的であるとされた。傭船者は、損害の算定方法に誤りがあるとして高等法院に上訴した。

【判決】

傭船者は以下の主張をした。

① 仲裁判断は、傭船者による履行拒絶による損害賠償の範囲に関する先例であるSmith v. M'Guire (1858) 3 H&N 554が示す基準に従っていない。船主の損失は当該契約の履行によって得られたであろう利益を超えない、すなわち本件傭船契約が履行されたであろう期間については損害の範囲に含められるが、それ以降の期間を損害に含められないのである。

② Smith v. M'Guireの示した算定基準は多くの先例により確立されていることから、傭船者は本航海傭船が完了したであろう期間以降の損害について責任を負担するものではないと認識していた。そこで、本航海傭船が完了したであろう期間以降の損害は余りに遠隔(too remote)であり、また本航海傭船契約の黙示の条項により排除されている。

裁判所は上訴を棄却し以下のとおり判示した。

Smith v. M'Guireの示した算定基準は、一応(prima facie)の基準であり、適切に損害を算定するためには離れなくてはならない場合がある。本傭船契約が履行されることにより船主が得られる利益は傭船料のみではなく、遅滞なくヨーロッパで航海が終了することである。すなわち、船主は本傭船契約から得られる利益の他に、ヨーロッパに到着するのが遅れ、バルト海からアメリカ、アメリカからヨーロッパへ2航海の契約を失ったという損害を被っている。

【コメント】

本件では、本傭船契約が完了した後に取得できたであろう2航海分の利益についても船主が請求したところ、そのような請求を認めた先例はないものの、請求を否認した先例もないことから、請求が認められた。本傭船契約が履行拒絶されたため、船主が損害を軽減すべく他の航海傭船を引き受けること自体は一般的に合理的と考えられるが、本件において、代替契約の履行のためバルト海からアメリカ、アメリカからヨーロッパへの2航海を引き受けられなかったとしても、それは船主の判断に基づくものであって、船主が本船を南米に向かわせ、代替契約を取得するまで待機させたことを合理的とする仲裁判断の認定にはいささか疑問を感じる。船主は、バルト海からアメリカ、アメリカからヨーロッパへ2航海を引き受けるのであれば、それらの航海が履行可能な期間までに終了したであろう航海傭船を取得すればよく、それが不可能な場合、代替契約で得られる利益より、2航海の傭船契約を失うことによる損害の方が大きいのであれば、損害軽減防止義務違反はないように思われる。 ■